
**茨城町小中学校の
適正規模・適正配置に関する
答申書**

平成 21 年 12 月

茨城町小中学校適正規模・適正配置検討委員会

はじめに

全国的な少子化傾向は茨城町においても例外ではなく、桜の郷地域を抱える大戸地区と長岡の一部を除く地域に置いては、児童・生徒数は年々減少している。茨城町の人口は、平成32年には3万2千人まで減少するとの推計もあり、今後もこの減少傾向が継続していくことが予想されている。

この少子化に伴い小中学校の小規模化が加速され、健全な子どもたちを育成する学校教育の環境にさまざまな影響が出てくることが懸念されている。

現状でも、小学校では、1学年2学級の学校から複式学級を有する学校まであり、中学校では学級数の減少から全教科の教員を配置できない学校が現れている。このように児童・生徒の教育環境の機会均等性に格差が生じてきている。

平成21年2月2日、茨城町小中学校適正規模・適正配置検討委員会は、茨城町教育委員会から、「茨城町立小中学校の適正規模及び適正配置の基本的考え方」と「茨城町立小中学校の適正規模及び適正配置の具体的方策」について諮問を受け、平成21年12月まで6回の会議を開催し、茨城町の小中学校の教育環境が児童・生徒にとって、公平で充実した理想的な教育環境になることに主眼を置いて検討を重ねてきた。

本答申は、こうした視点に立って協議した結果をまとめたものであり、茨城町における今後の学校教育に反映されることを期待するものである。

目次

第1章 現状と課題

- (1) 義務教育施設等の現状と課題…………… 1
 - 1) 児童・生徒数の推移…………… 1
 - 2) 現在の配置・通学区域について…………… 2
 - 3) 小中学校施設について…………… 3
- (2) アンケート調査結果…………… 4
- (3) 児童・生徒数及び学級数の将来推計…………… 1 6
 - 1) 児童数…………… 1 6
 - 2) 生徒数…………… 1 6
 - 3) 学級数…………… 1 6

第2章 学区再編に向けて

- (1) 学校規模等に係る現行制度…………… 2 2
 - (2) 中学校の適正規模と適正配置…………… 2 3
 - 1) 中学校の適正規模…………… 2 3
 - 2) 中学校の適正配置…………… 2 4
 - (3) 小学校の適正規模と適正配置…………… 2 6
 - 1) 小学校の適正規模…………… 2 6
 - 2) 小学校の適正配置…………… 2 7
-

第1章 現状と課題

茨城町では、急速に進展する少子化により、ピーク時に比べ約36%も小中学校の児童・生徒は減少し、多くの小中学校において“好ましい教育環境”の維持・確保を困難なものとしている。

学校は、児童・生徒の教育の場としての役割に加えて、地域住民の精神的拠り所となっていることから、今後の児童生徒数をふまえた学校の規模、及び配置の適正化を進めていくことが求められる。

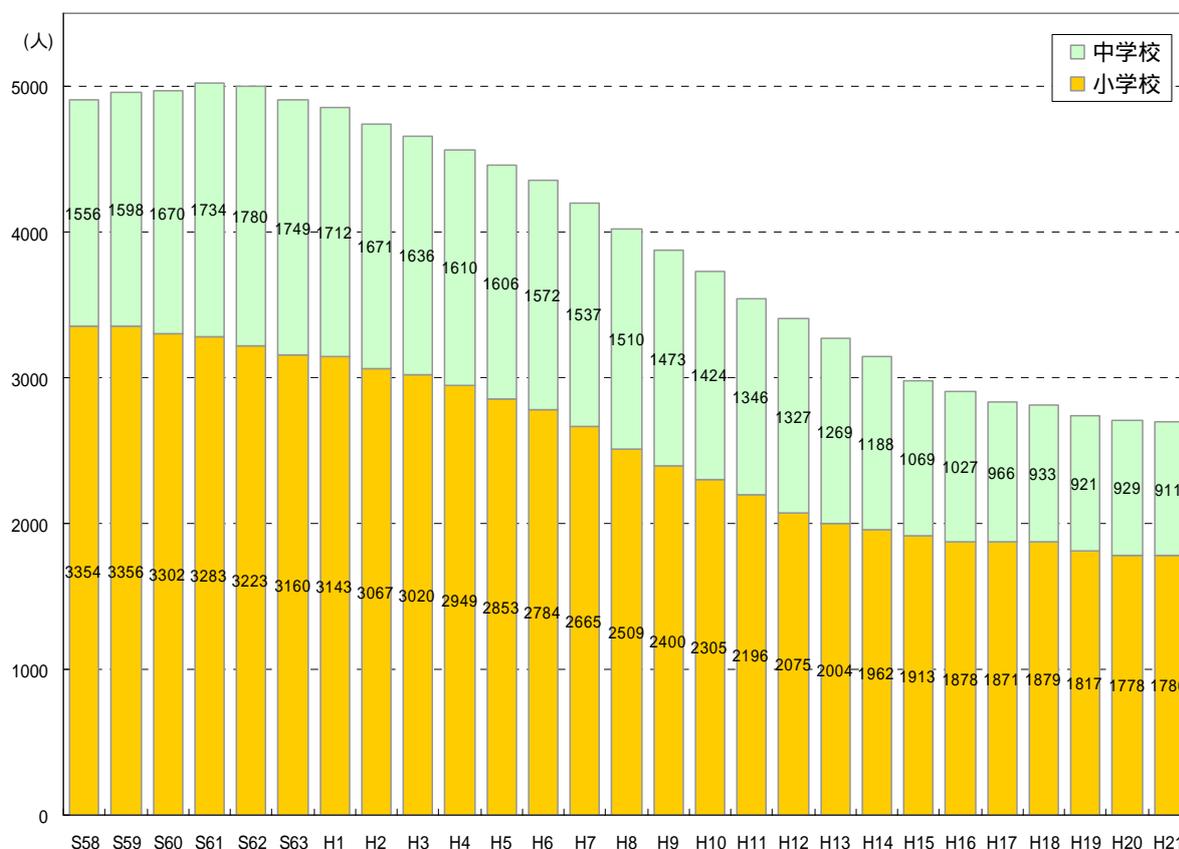
これより、茨城町の小中学校の現況と課題を整理し、児童・生徒数の減少に伴う教育環境の整備と教育上の諸問題を検討するための指標とする。

(1) 義務教育施設等の現状と課題

1) 児童・生徒数の推移

- ・茨城町の学校数は、小学校が9校、中学校が3校ある。
- ・児童・生徒数のピークは昭和61年の5,017人であり、それ以降は急激な減少に転じ、今後も減少傾向は継続することが予想される。
- ・平成21年の児童数は1,786人、6年後の平成27年度には約10%減の1,603人となる。中学校の生徒数は平成21年度で911人、12年後の平成33年度には約12%減の798人となる。
- ・このように、茨城町においても深刻化している少子化などの影響から、児童・生徒数の減少傾向が顕著に見られ、「集団活動を通じて学習し、友情を育み、社会生活のために必要なことを学ぶ」といった学校の集団教育の良さが、活かされにくい環境へと変化してきている。また、複式学級での授業を余儀なくされ、学習指導の在り方など様々な課題が生じてきている小学校もあり、早急な判断が必要な状況となっている。

■茨城町における児童・生徒数の推移

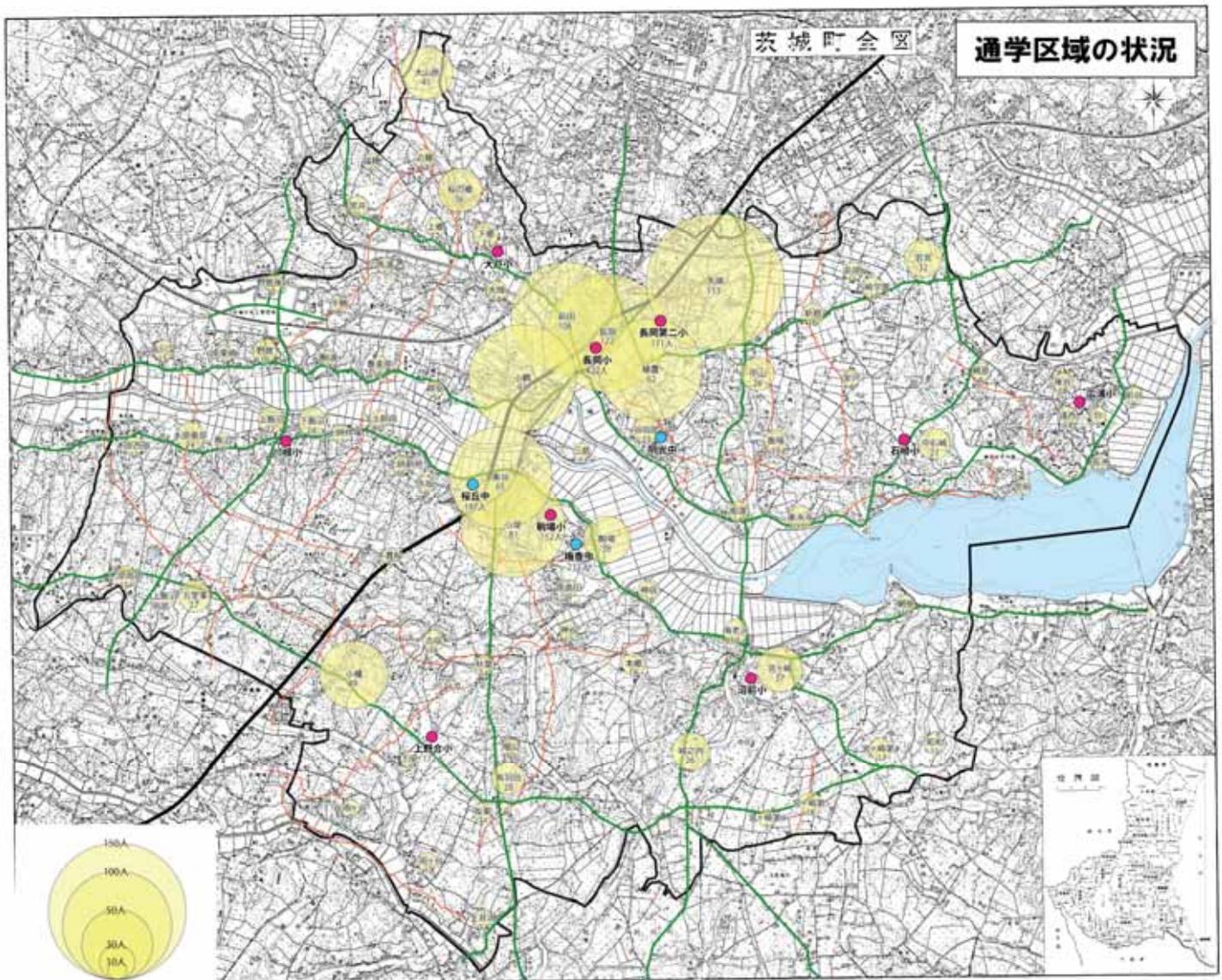


2) 現在の配置・通学区域について

通学距離については、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令 第4条〔適正な学校規模の条件〕の「通学距離が、小学校にあつてはおおむね4km以内、中学校にあつてはおおむね6km以内であること」に基づき、おおむね小学校4kmの範囲で配置がなされている。

児童は、国道6号線沿いの市街化区域内に集中する傾向にあり、それに伴って小学校の新設がなされてきた経緯もある。

また、交通量の増加等によって通学環境が変化し、歩道の整備がなされていない地域等においては、児童・生徒が危険な状況にさらされていることにも留意が必要な状況となっている。



3) 小中学校施設について

新耐震基準施行（昭和 56 年）以前に建設された施設は、耐震性が低いため、災害時の緊急避難場所としての役割も果たしていることを考えると、施設の耐震補強又は改築を早急に検討していかなければならない状況である。

■小学校施設

施設名称	建物名称	構造・規模等			建築年	耐震基準	耐震状況
		構造	延べ面積 m2	階数			
石崎小	教室棟	RC	1,069	2階	S45	旧	未改修
	管理教室棟	RC	1,080	2階	S46	旧	未改修
	屋内運動場	S	747	2階	S47	旧	改修済
広浦小	管理教室棟	RC	1,514	2階	S53	旧	未改修
	グランドスペース	RC	7	2階	S53	旧	未改修
	屋内運動場	RC	664	1階	S55	旧	未改修
長岡小	管理教室棟	RC	1,274	3階	S51	旧	未改修
	教室棟	RC	2,274	3階	S52	旧	未改修
	屋内運動場	RC	753	1階	S52	旧	未改修
大戸小	管理教室棟	RC	1,836	3階	S56	旧	未改修
	教室棟	RC	687	3階	S63	新	-
	屋内運動場	RC	795	1階	S56	旧	未改修
川根小	教室棟	RC	1,244	3階	S43	旧	未診断
	管理教室棟	RC	1,820	3階	S44	旧	未診断
	屋内運動場	S	775	2階	S46	旧	改修済
上野合小	管理教室棟	RC	2,559	3階	S48	旧	未改修
	屋内運動場	S	815	2階	S49	旧	改修済
沼前小	教室棟	RC	1,195	2階	S42	旧	未改修
	管理教室棟	RC	1,602	2階	S43	旧	未改修
	屋内運動場	RC	794	1階	S57	新	-
駒場小	管理教室棟	RC	1,563	2階	S51	旧	未改修
	教室棟	RC	637	2階	S57	新	-
	屋内運動場	RC	771	1階	S52	旧	未改修
長岡第二小	管理教室棟	RC	2,269	3階	S58	新	-
	教室棟	RC	724	3階	S60	新	-
	グランドスペース	RC	12	3階	S60	新	-
	屋内運動場	RC	798	1階	S59	新	-
明光中	管理教室棟	RC	6,584	3階	H21	新	-
	屋内運動場	RC	1,404	1階	H5	新	-
桜丘中	教室棟	RC	539	3階	S36	旧	その他
	管理教室棟	RC	780	3階	S36	旧	その他
	教室棟	RC	520	3階	S37	旧	その他
	特別教室棟	S	331	1階	S40	旧	その他
	機械室	RC	64	2階	S59	旧	-
	排風機械室	RC	11	3階	S59	新	-
	屋内運動場	RC	1,253	1階	H3	新	-
梅香中	管理教室棟	RC	3,788	2階	H17	新	-
	屋内運動場	RC	1,339	2階	H6	新	-

■中学校施設

(2) アンケート調査結果

■調査の概要

目的

近年、急速に進展する少子化により、ピーク時に比べ約40%も公立小中学校の児童・生徒は減少しており、茨城町における多くの小中学校においても“好ましい教育環境”の維持・確保が困難となってきた。この解決には、学校が、地域社会に果たす役割が児童・生徒の教育だけではなく、地域住民の精神的な拠り所でもあることや、自治体の財政力が縮小する中、教育予算を適正かつ効果的に使用することに配慮しながら、到来する人口減少社会における児童生徒数をふまえた学校の規模、及び配置の適正化を進めていくことが求められていることから、茨城町の小中学校に対する町民の意向を把握し、児童・生徒数の減少に伴う教育環境の整備と教育上の諸問題を検討するための指標を得ることを目的とする。

調査の方法

- ①調査地域 茨城町全域
- ②調査対象市内に住所を有する20歳以上の方
- ③対象者数 (一般) 2,000人
(保護者) 1,807人 うち、小学生保護者1,334人
- ④抽出方法 (一般) 住民基本台帳から無作為抽出
(保護者) 小学生および中学生のいる世帯
- ⑤調査方法 (一般) 郵送による無記名アンケート調査
(保護者) 小中学校を經由して手渡し
- ⑥調査期間 平成21年6月20日～30日(2週間)

調査内容

- 望ましい学校規模、学級人数
- 児童数減少の影響
- 複式学級の増加に対する意向
- 地域の小・中学校存続への協力意向
- 学校の再編について
- 小・中学生の通学距離
- 小・中学校の通学区域変更の留意点
- 小・中学校の学校選択
- 学校に期待すること

回収率

	配布数(票)	調査不能(票)	調査対象数 (票)	回収数(票)	回収率(%)
全体	3,807	5	3,802	2,041	53.7
一般	2,000	5	1,995	590	29.6
保護者	1,807	0	1,807	1451	80.3
うち小学校	1,334	0	1,334	1140	85.5

■ 調査結果

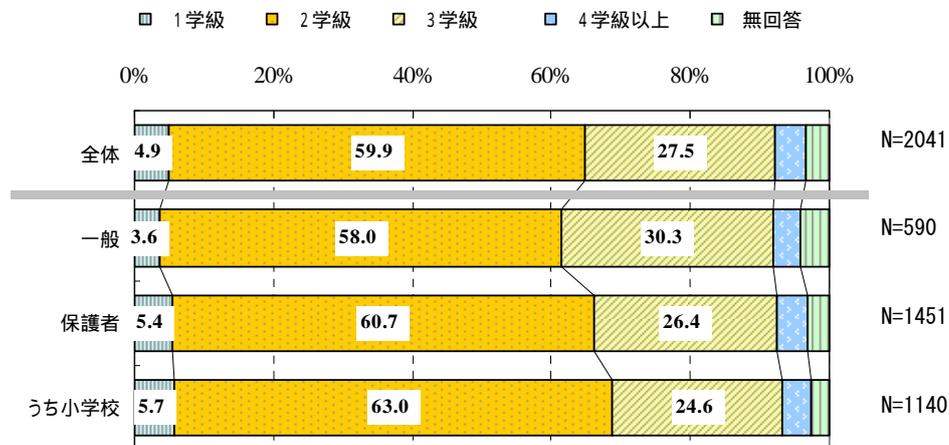
望ましい学校規模、学級人数

問 望ましい学校規模、学級人数について、小学校と中学校のそれぞれあてはまる場所の (しるし) をつけて下さい。例 ()

公立小中学校の適正規模について 茨城県教育委員会（平成20年4月）

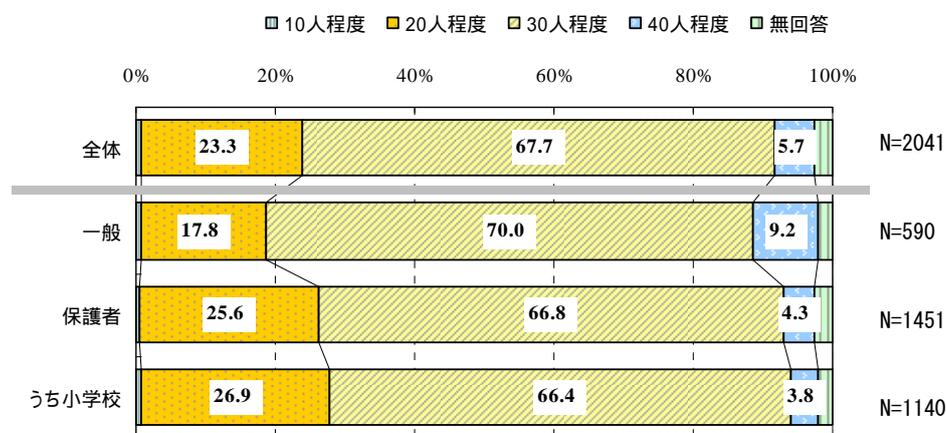
小学校においては、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい。
 中学校においては、クラス替えが可能ですべての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい。
 (国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能)

小学校の学級数



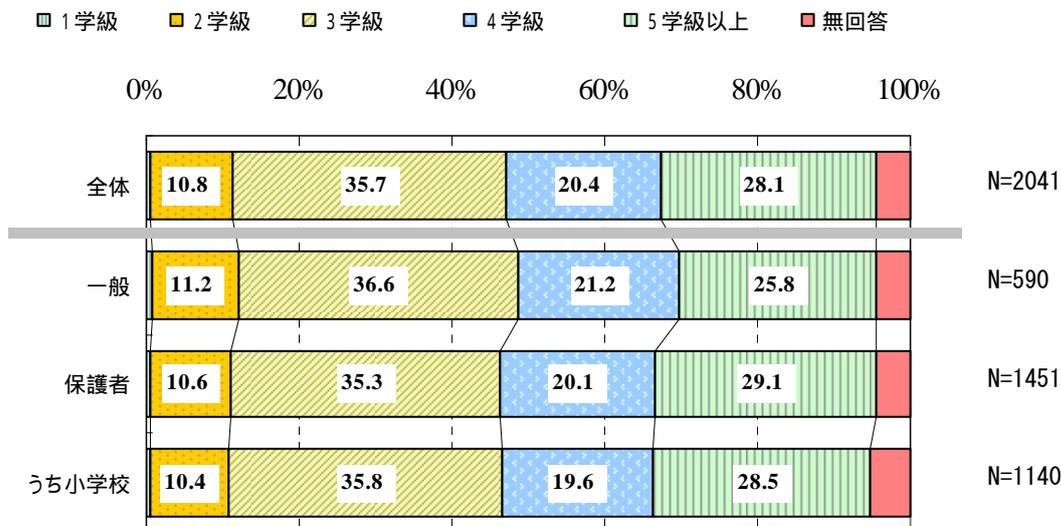
小学校における望ましい1学年の学級数は「2学級」が59.9%と半数を超え、「3学級」が27.5%となっている。住民は「2学級以上が望ましい」と考えていることがわかる。

小学校の学級人数



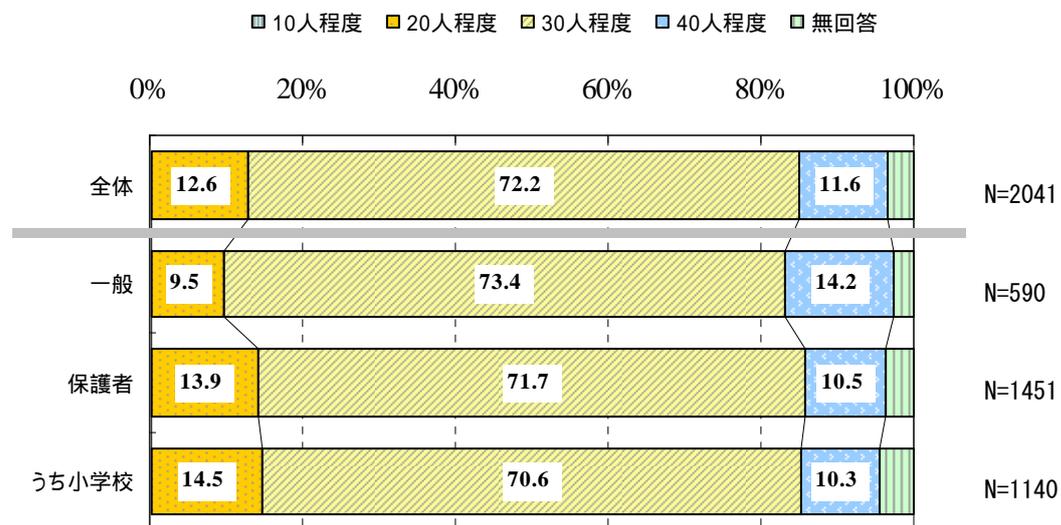
小学校における望ましい1学級の人数は、「30人程度」が67.7%で最も多く、次いで「20人程度」が23.3%となっている。住民は「20～30人規模の学級」を望ましいと考えていることがわかる。

中学校の学級数



中学校における望ましい1学年の学級数は「3学級」が35.7%で最も多く、次いで4学級が20.4%、5学級が28.1%となっている。この3つで約8割を占めることから1学年3～5学級となるような学区設定が望まれていることがわかる。

中学校の学級人数

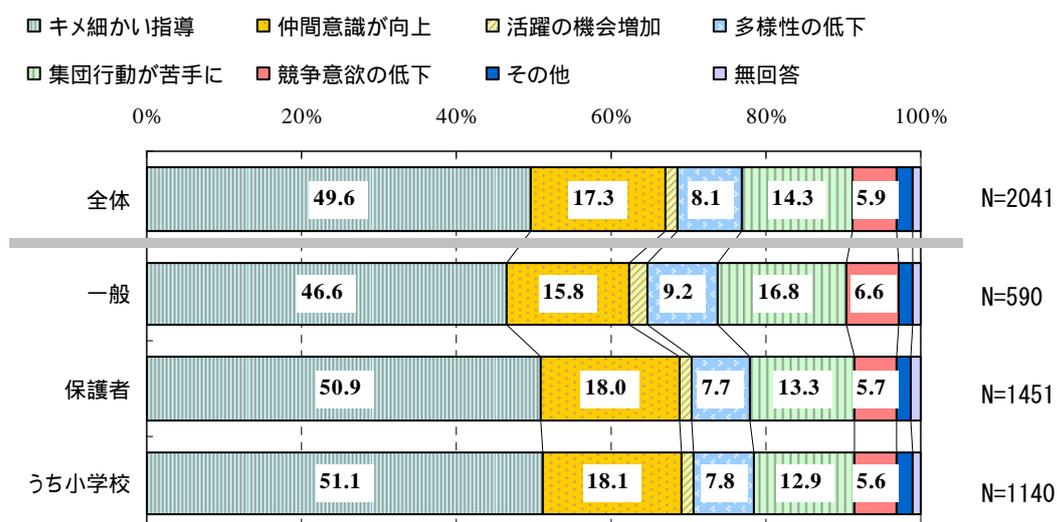


中学校における望ましい1学級の人数は「30人程度」が72.2%と圧倒的に多い。次に多い「20人程度」では12.6%、「40人程度」は11.6%である。小学校同様、30人程度の学級を望ましいと考える人が多い。

学級人数減少の影響

問 児童数の減少により、**学級の人数が減少すること**が予想されますが、その影響に対するあなたの考え方に1つ.....をつけて下さい。

1. 少人数の学級は、先生の目が行き届くので、きめこまかい教育やいじめなどの早期発見も可能になる。 **(全体 49.6%)**
2. 少人数の学級は、まとまりやすく仲間意識が強まり、異学年どうしのつきあいもしやすい。 **(全体 17.3%)**
3. 少人数の学級は、運動会や発表会で活躍する機会が増える。 **(全体 1.7%)**
4. 多人数の学級だからこそ得られる、多様な意見(多様性)が得られない。 **(全体 18.1%)**
5. 団体競技や合唱等の多人数が必要な学習や経験の機会が減り、多人数の学級ならではの集団行動などが苦手になると思う。 **(全体 14.3%)**
6. 少人数の学級は、競争意欲の乏しい子どもになると思う。 **(全体 5.9%)**
7. その他 **(全体 1.9%)**
- 無回答 **(全体 1.1%)**



学級の人数が減少することに対する影響としては、「キメ細かい教育」が49.6%と最も多く、次いで「仲間意識が向上」が17.3%となっている。マイナスイメージである「集団行動が苦手になる」が14.3%、「多様性が低下」するが8.1%で、少人数教育の影響は肯定的に捉えている人の方が多いことが分かる。

複式学級に対する意識

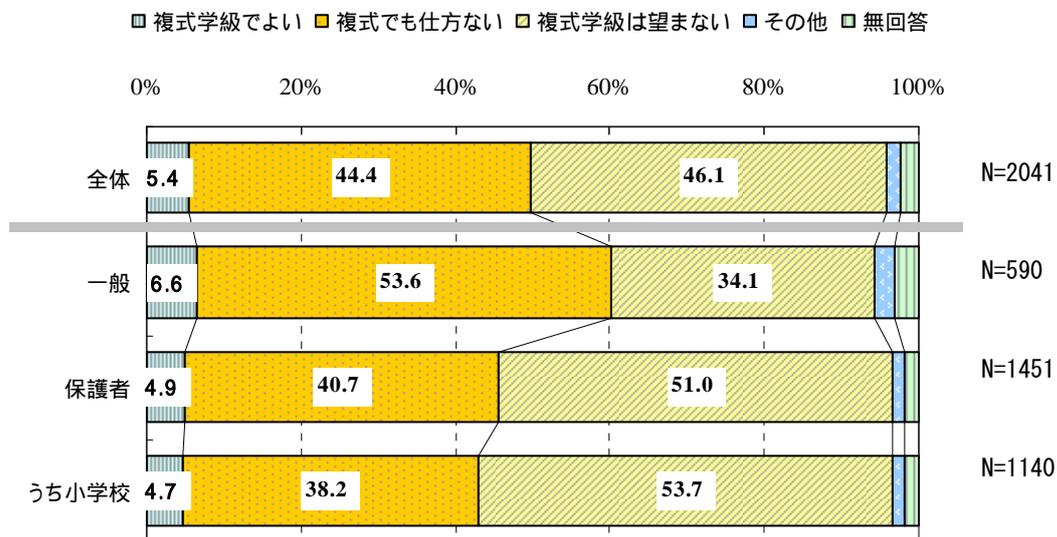
問 小学校において児童数の減少により、複式学級の増加が予想されますが、あなたの考え方に1つをつけて下さい。

複式学級：2つの学年をあわせて1学級にする編成

【小学校】1年生を含む場合は、2年生をあわせて8人以下の場合、複式学級になります。2年生以上は、2つの学年をあわせて16人以下の場合、複式学級になります。

(例) 小学4年生と小学5年生をあわせた人数が14人の場合
あわせた人数が16人以下のため、4年生と5年生で1学級になります。

1. 複式学級でよい。(全体 5.4%)
 2. 少子化が進んでいるので、複式学級になっても仕方がないと思う。(全体 44.4%)
 3. 複式学級に就学させることは、望まない。(全体 46.1%)
 4. その他(全体 1.8%)
- 無回答(全体 2.3%)

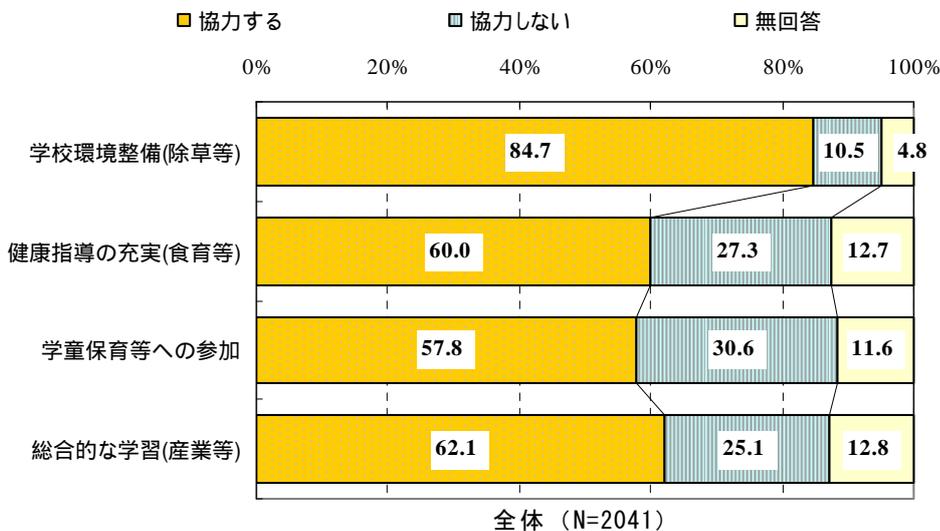


複式学級の増加に対する考えとしては、「複式学級は望まない」と「少子化が進んでいるので仕方がない」がそれぞれ約45%とほとんど同値をとっている。一方で、「複式学級でもよい」と考える人は5.4%となっている。

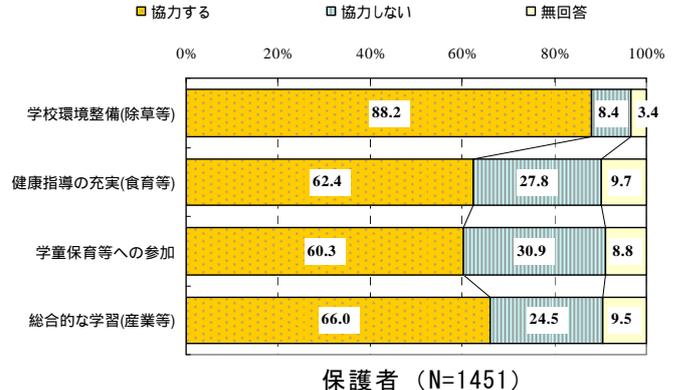
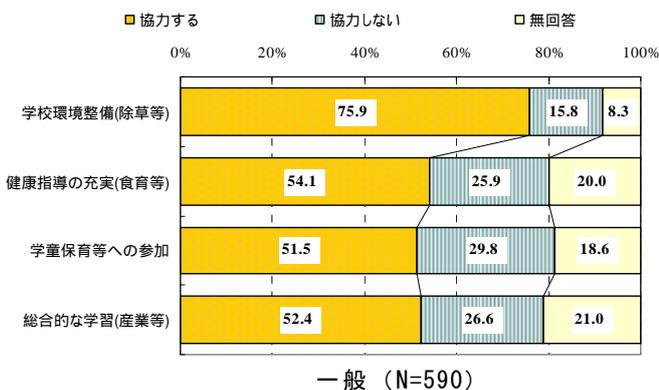
小中学校存続への協力

問 地域の小・中学校を存続するために以下の活動が必要になった場合、あなたは協力しますか？該当するものに をつけて下さい。

1. 地域住民と学校が協力し、除草作業、花壇づくり、軽微な補修作業など、学校環境整備を行う。	協力する (84.7%)	協力しない (10.5%)
2. 地域の農家や主婦と栄養士の協力により、食育などの健康指導を充実させる。	協力する (60.0%)	協力しない (27.3%)
3. 地域住民と学校の協力により、放課後の教育的な活動や児童を預かる仕組みを整え、児童の放課後や長期休業中の活動を充実させる。	協力する (57.8%)	協力しない (30.6%)
4. 地域住民と学校が協力し、総合的な学習の時間等において、地域の歴史や産業や施設等を活かした授業を行う。	協力する (62.1%)	協力しない (25.1%)



学校存続への協力意向としては、「学校環境整備に協力する」(84.7%)が積極的であるのに対し、「学童保育等の放課後教育に協力する」(57.8%)と消極的な傾向が見られる。



学区再編について

問 学校の再編についてあなたの考えにあてまはる項目に1つをつけて下さい。

項目	イメージ図
1. 学校間の規模に差が生じてても、あえて調整はしない。 (全体 22.4%)	
2. 学区の一部を見直し、適当な児童・生徒数を確保する。 (全体 19.6%)	
3. 学区を統廃合し、適当な児童・生徒数を確保する。 (全体 31.2%)	
4. 学校を統合し、適当な児童・生徒数を確保する。 (全体 20.3%)	

学校の再編についての考え方は、「3. 学校を統廃合し、適当な児童・生徒数を確保する」(31.2%)、「4. 学校を統合し、適当な児童・生徒数を確保する」(20.3%)と最も多く、統廃合はやむを得ないと考えている層が約半数あるとみることができる。

また、「学区の一部を見直し、適当な児童・生徒数を確保する」が19.6%あり、何らかの再編が必要であると考える人は全体で約70%あることがわかる。なお、「あえて調整はしない」は22.4%となっている。

無回答
(全体 6.5%)

学区の調整をしない
 学区の一部を見直し
 学区を分割・統合

学校を統合
 無回答

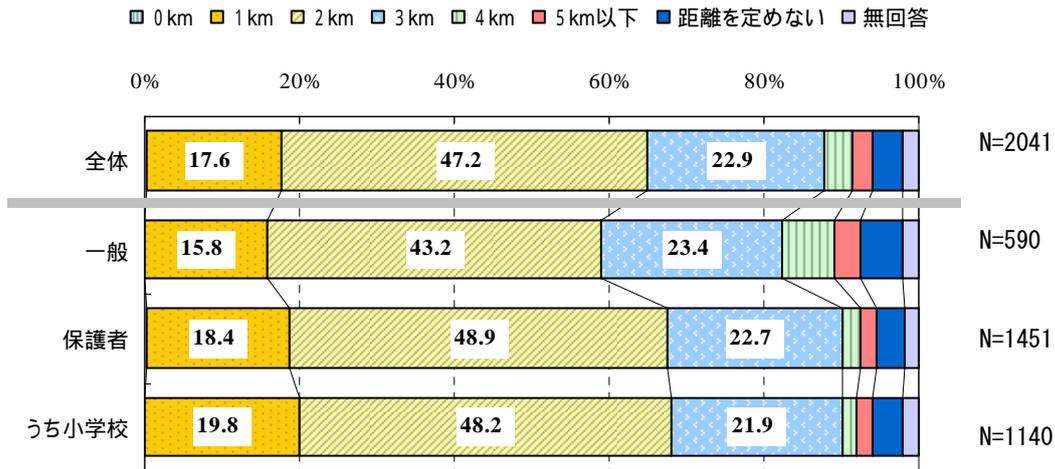
0% 20% 40% 60% 80% 100%



通学距離

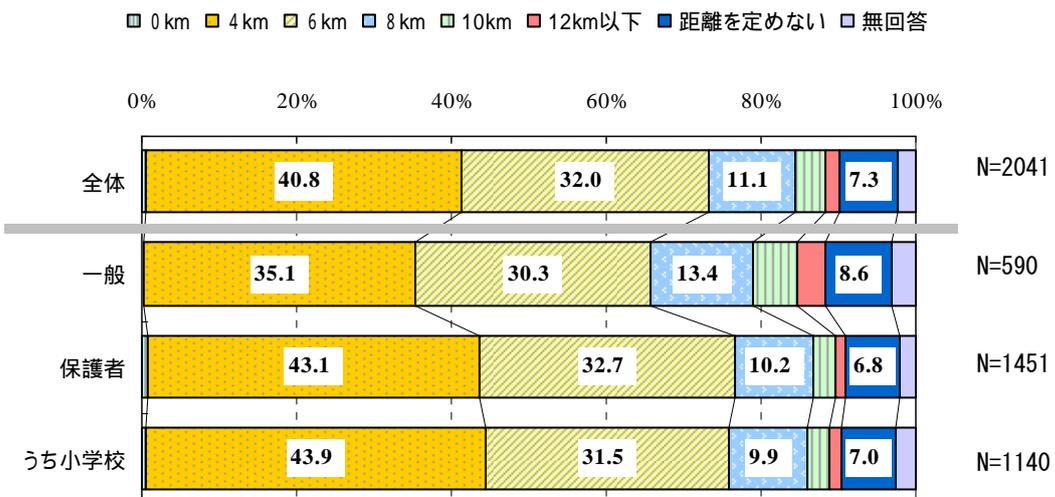
問 小・中学生が通学する距離としては、どの位がふさわしいと思いますか。
 小学校と中学校のそれぞれあてはまる場所の[✓]に、(しるし)をつけて下さい。
 例([✓])

小学生の望ましい通学距離(徒歩)



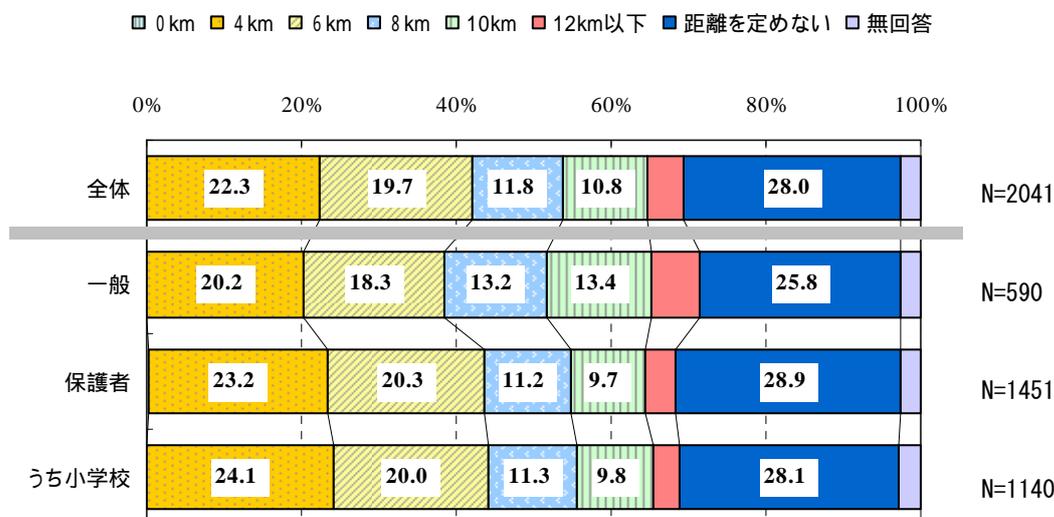
小学生が「徒歩」で通学する距離として望ましい距離は、2 km以下が47.2%と約半数となっている。次いで3 km以下が22.9%、1 km以下が17.6%となっている。4 km以下と5 km以下を望ましいとする人は合わせて6%に過ぎないことから通学距離が4 km以上の地域では、学区再編の際にこどもの目線にたった通学方法の確保が必要と考えられる。

中学生の望ましい通学距離(自転車)



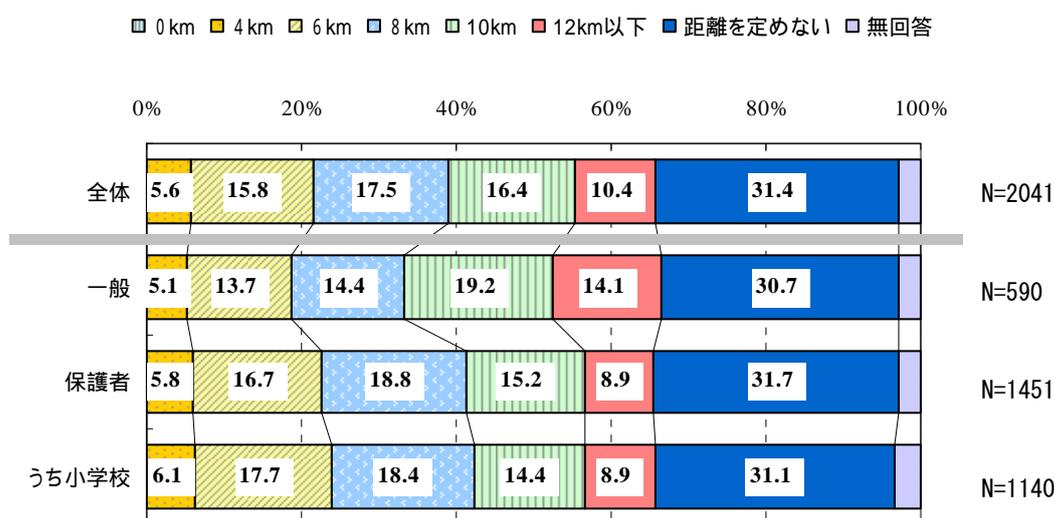
中学生が「自転車」で通学する距離として望ましいのは、4 km以下が40.8%と最も多く、次いで6 km以下が32.0%となっている。4 km以下と6 km以下を合わせると約7割になることから中学生の通学距離は6 km以下が限界と考えられる。学区の再編に際しても、これらの条件を考慮することが必要となろう。

小学生の望ましい通学距離（バス）



小学生が「バス」で通学する距離として望ましい距離は「距離を定めない」(28.0%)、「4km以下」(22.3%)、「6km以下」(19.7%)、の順となっている。「4km以下」と「距離を定めない」は合わせて約50%あり、近距離でもバス通学を望む人が多くなっていると考えられる。

中学生の望ましい通学距離（バス）

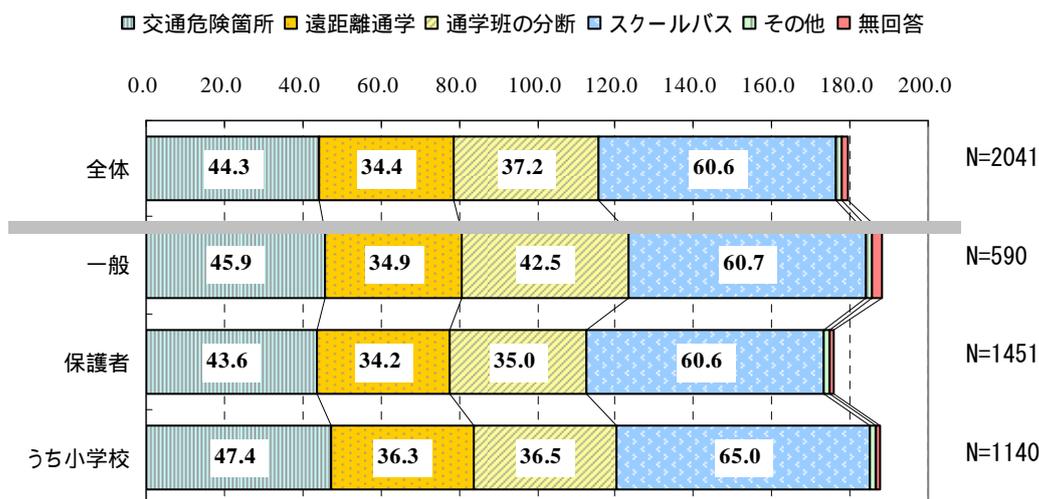


中学生が「バス」で通学する距離として望ましい距離は「距離を定めない」(31.4%)、「8km以下」(17.5%)、「6km以下」(15.8%)、の順となっている。「4km以下」と「距離を定めない」は合わせて約40%あり、中学校においても、近距離でもバス通学を望む人が多くなっていると考えられる。

通学区域変更の際に配慮すべきこと

問 小・中学校の通学区域を変更する場合に、どのようなことに配慮すべきだと思いますか。あなたの考え方に2つをつけて下さい。

1. 通学路は交通量の多い道路や川等「危険な場所がないよう」に配慮する。(全体 44.3%)
 2. 「遠距離通学」にならないように配慮する。(全体 34.4%)
 3. 「同じ地区の区域で、通学区域が分かれないう」ように配慮する。(全体 37.2%)
 4. 遠距離通学者については「スクールバス等」の通学方法に配慮する。(全体 60.6%)
 5. その他(全体 1.5%)
- 無回答(全体 1.3%)



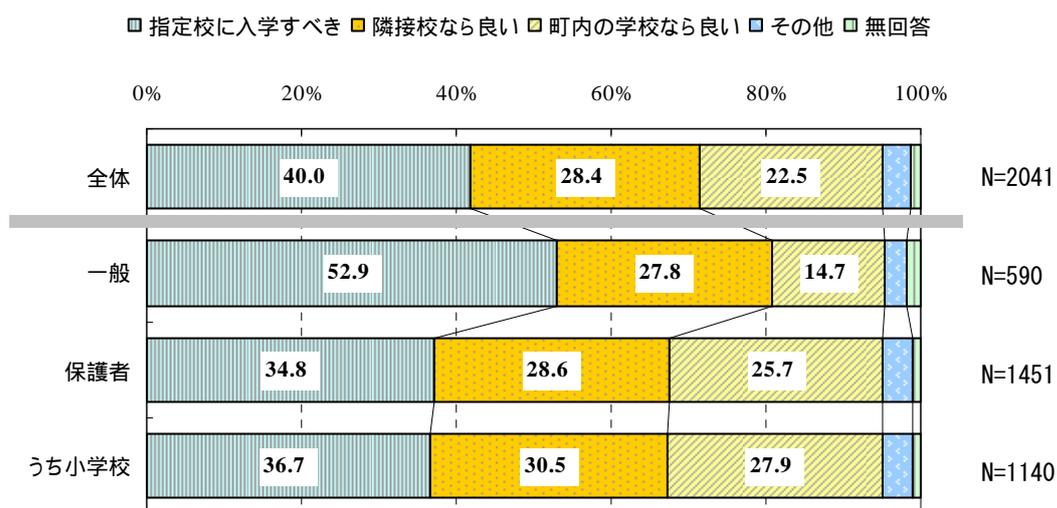
通学区域変更の際の配慮すべきこととしては、「遠距離通学者に対するスクールバス等の通学方法」が圧倒的に多く 60.6%となっている。「遠距離通学にならないようにする」が 34.4%あり、子どもに対する負担や近年の様々な事件の影響があると考えられる。次いで、「交通量の多い道路等危険な場所がないようにする」も 44.3%通学環境の整備や地域の見守り体制の強化が求められている。

「同じ地区で通学区域が分かれないうにする」は 37.2%であり、現行の通学区域を維持することが望まれている。

学校選択制

問 小・中学校の学校選択について、どのようにお考えですか。
あなたの考え方に1つをつけて下さい。

1. 指定された小・中学校に入学させるべきだと思う。(全体 40.0%)
 2. 指定された小・中学校の隣接校なら入学させてもよいと思う。(全体 28.4%)
 3. 町内の小・中学校ならば、どこに入学させてもよいと思う。(全体 22.5%)
 4. その他(全体 3.4%)
- 無回答(全体 1.3%)

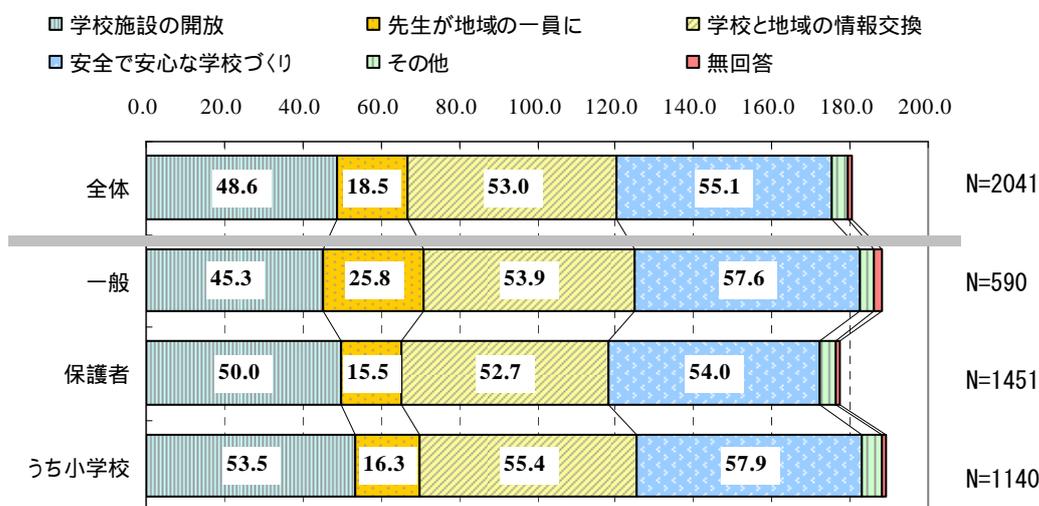


小中学校の選択についての考え方は、「指定された学校に入学させるべき」が40.0%と多くなっている。しかし、「指定された学校の隣接校ならよい」(28.4%)、「町内の小中学校ならばどこでもよい」(22.5%)も多くを占めており、現在も行われている柔軟な対応を継続する声も大きいことがわかる。

学校に期待すること

問 学校に期待することについて、あなたの考え方に2つをつけて下さい。

1. 「学校施設の開放」により、身近な学習やスポーツの場の提供など、地域活動の充実に期待する。(全体 48.6%)
2. 「先生が地域の一員として、地域の知識や技能を習得」し、地域の特徴や素晴らしさを子どもたちに伝える。(全体 18.5%)
3. 「学校と地域の情報交換」を進めることなどで、子どもたちの日常生活を地域が支える関係をつくる。(全体 53.0%)
4. 「安全で安心な学校づくり」にむけて、緊急時の防犯システム等を備えた学校づくりを行う。(全体 55.1%)
5. その他(全体 4.1%)
無回答(全体 1.1%)



学校に期待することとしては、「安全で安心な学校づくり」が 55.0%で最も多く、次いで「学校と地域の情報交換」が 53.0%となっている。子どもたちの日常生活を地域が支える関係から、地域が子どもたちによって活気づくことを望んでいると考えられる。また「学校施設の開放により地域活動の充実に期待する」が 48.6%と三番目に高いことから地域の核としての機能をより高める必要がある。学校施設の開放に関しては、廃校になる施設に関してもその後の十分な配慮が求められる。

(3) 児童・生徒数及び学級数の将来推計

1) 児童数

町内9つの小学校の児童総数は、平成21年度は1,786人*である。今後、桜の郷等の住宅開発に伴う人口増を加味しても、平成27年度には、1,650人前後となることが予測される。

2) 生徒数

町内3中学校の生徒総数は、平成21年度は911人*である。こちらも減少傾向にあり、平成33年度には、800人以下となることが予測される。

3) 学級数

桜の郷の本格的入居に伴う児童数の増により、大戸小学校及び明光中学校では当分の間、学級数の維持・増加が見込めるが、他の小中学校については、児童・生徒数が減少し続けるため、小規模校・過小規模校となることが見込まれる。

■学校規模ごとの学校数の将来推計

	平成21年度		平成31年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
過小規模校(1~5学級)	広浦		広浦	桜丘
小規模校(6~11学級)	大戸・上野合・沼前・駒場・長岡二・石崎・川根	桜丘・梅香	大戸・上野合・沼前・駒場・長岡二・石崎・川根	梅香
適正規模校(12~18学級) (統合の場合24学級まで)	長岡	明光	長岡	明光

*5月1日の小中学校の在籍者数

小学校の児童数推計

	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
	児童数	学級数												
石崎小学校	220	8	202	8	195	8	167	7	157	7	145	7	117	6
長岡小学校	433	13	431	13	424	13	403	12	403	12	401	12	393	12
大戸小学校	190	7	219	8	234	9	254	10	271	11	279	12	271	11
川根小学校	296	11	285	11	267	10	252	9	242	9	230	9	220	8
上野合小学校	173	6	170	6	168	6	156	6	152	6	149	6	144	6
沼前小学校	160	6	149	6	133	6	132	6	131	6	123	6	123	6
駒場小学校	141	6	136	6	129	6	117	6	117	6	107	6	103	6
広浦小学校	53	5	50	5	50	5	48	5	45	5	49	5	48	5
長岡第二小学校	162	6	160	6	162	6	164	6	177	6	185	6	184	6
計	1,828	68	1,802	69	1,762	69	1,693	67	1,695	68	1,668	69	1,603	66

中学校の生徒数推計

	H21		H22		H23		H24		H25		H26		H27	
	生徒数	学級数												
明光中学校	535	14	515	14	498	14	527	15	525	15	530	15	531	15
桜丘中学校	206	6	207	6	200	6	190	6	166	6	166	6	156	6
梅香中学校	234	6	232	6	231	6	223	6	206	6	205	6	201	6
計	975	26	954	26	929	26	940	27	897	27	901	27	888	27

	H28		H29		H30		H31		H32		H33	
	生徒数	学級数										
明光中学校	537	15	535	15	505	14	516	14	524	14	508	14
桜丘中学校	168	6	149	6	141	6	117	5	124	5	121	4
梅香中学校	200	6	177	6	159	6	157	6	159	6	169	6
計	905	27	861	27	805	26	790	25	807	25	798	24

(資料) 平成 21 年 11 月 30 日現在の住民基本台帳から

学校規模	学級数
過小規模	1～5
小規模	6～11
適正規模	12～18 (24)

■ [これからの学校施設づくり] (昭和 59 年 : 旧文部省助成課資料) より

学校規模	過小規模	小規模	適正規模 (統合の場合)	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18 (24)	25～30	31 以上

○学校の小規模化の問題点

小規模校の良い点は、児童一人一人に目が届き、個に応じたきめ細かな指導が出来るということである。反面、児童相互の刺激や良い意味での競争が少ないため、児童をたくましく育てることが難しい部分もある。

小規模校だからこそできる教育上の良い点もあるが、小規模校ではどうしても達成しにくい教育上の目標もある。

小規模校のメリットは小規模校でなければ得られないというものではなく、標準規模の学校に置いては様々な条件が備わり、工夫によりそのメリットを取り入れることも可能である。しかし、デメリットについては、小規模校では解決することが難しいものが少なくない。

次の表は小規模校におけるメリット及びデメリットをまとめたものである。

◇小規模校における一般的なメリットデメリット

【メリット】

1 学習面
<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒の一人ひとりの個性や特性に応じた教育活動が行いやすく、個々の能力や適性を伸ばしやすい。・ 学校全体での児童生徒の掌握が容易である。・ クラス替えがないので、互いの関係を深めて学級づくりがしやすい。
2 生活面
<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒が互いによく知り合え、全校の児童生徒・教職員の一体感が深まりやすい。・ 異学年交流を重視した教育活動により、全校的な児童生徒の交流が深まりやすい。
3 学校運営面
<ul style="list-style-type: none">・ 教員相互の連絡調整や連携が取りやすく、学校内の教育活動等に一貫性を持たせやすい。・ 教室・体育館・校庭などに比較的余裕があり、活用しやすい。・ 校外行事の場所の選定、活動内容や安全面での制約が少ない。

【デメリット】

1 学習面
<ul style="list-style-type: none">・ 集団規模が小さいと体育・音楽等での学習そのものの成立が難しいことがある。・ 競い合う機会が少なくなり、運動会・スポーツ大会などでの集団活動の活性化が難しい。・ 話し合い活動や協働作業的な活動で、学習内容の深まりや広がりが難しいことがある。(多様な意見や活動に発展しにくい。)・ 複式学級は、2学年同時に指導することになり、指導計画や指導方法等の上で様々な課題が生じる。
2 生活面
<ul style="list-style-type: none">・ 少人数となると学級のルールや児童生徒の中の価値観が固定化されがちになり、多様なものの見方、考え方を学んだり、そこから児童生徒自らが新しいルールや学級文化、人間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。・ 中学校の場合、指導する教師、参加する生徒の数が少なくなるため、部活動が制限されることがある。・ 児童生徒の教師への依存傾向が強くなり、児童生徒に自主性・主体性や社会性などが育ちにくい面がある。
3 学校運営面
<ul style="list-style-type: none">・ 少ない教員で学級経営することになり、指導計画・評価計画・教材研究等を全て個人作業で行うことになる。また、共同研究が難しく、教育相互の連携や切磋琢磨する機会が少なくなる。・ 公務分掌や地域社会との連携、教育委員会等への調査報告等で、教員一人当たりの役割が相対的に多くなる。・ 緊急時や学級経営に問題が生じた場合等、他の教員による支援体制を構築することが難しくなる。・ ある程度の教職経験者でないと学年経営に当たることが難しいため、教職員の年齢構成の上昇を招き、学校運営上活性化に欠けることがある。

第2章 学区再編に向けて

茨城町では“自ら考え自ら学ぶ子、豊かな人間性をもつ子、心身ともにたくましい子、自然を愛し豊かな想像力をもつ子”を育むことを教育環境整備の目標にしている。

しかし、少子化の進展により、多くの小学校・中学校が小規模校化し、クラス替えができないことによる人間関係の固定化や集団活動の成果が得にくくなるなどの問題が生じてきており、これらの学校と適正規模を維持できる学校との間に教育環境の不均衡が生じる結果となっている。

この不均衡を是正し、次代を担う子どもたちの“学力、徳力、体力”の育成をはじめとする教育の質の充実や安全な通学手段の確保、及び校舎等耐震構造化による安全性の向上を図ることを目指し、茨城町の小中学校を適正規模の学校に再編することを検討する。

(1) 学校規模等に係る現行制度

適正な学校規模を検討するにあたり、前提条件となる現行制度について整理する。

■標準規模校

学校教育法施行規則 第 17 条〔学級数〕

小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により、特別の事情のあるときは、この限りではない。

※同規則第 55 条〔準用規定〕により、中学校についてもこの規定を準用するため、同一の定義となる。

義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令 第 4 条〔適正な学校規模の条件〕

法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。
- 2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね 4km 以内、中学校にあつてはおおむね 6km 以内であること。

■1 学級の児童・生徒数

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第 3 条
〔学級編制の標準〕

	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40 人
	2 の学年の児童で編制する学級	16 人（第 1 学年の児童を含む学級にあつては、8 人）
中学校	同学年の生徒で編制する学級	40 人
	2 の学年の生徒で編制する学級	8 人

■茨城県の考え方

○公立小中学校の適正規模について（答申）

平成 20 年 4 月 25 日、義教第 228 号茨城県教育委員会

小学校：クラス替えが可能である各学年 2 学級以上となる 12 学級以上が望ましい。

中学校：クラス替えが可能で全ての教科の担任が配置できる 9 学級以上が望ましい。

（国語・社会・数学・理科・英語に複数の教員の配置が可能。）

■茨城町における適正規模の検討の進め方

茨城町全体の児童・生徒数を見据えた学区再編を検討するにあたり、生徒数、施設の老朽化等の観点から早急な対応が必要なのは桜丘中学校であることから、中学校の再編を先行する。

(2) 中学校の適正規模と適正配置

1) 中学校の適正規模

中学校の適正規模について、茨城町の現状及び中学校の適正配置を考慮すると、学校教育法施行規則での学級数の標準（12 学級以上 18 学級以下）をすべての学校に当てはめることは困難である。しかし、町内の児童・生徒数及び小学校の動向を踏まえつつ、望ましい中学校の規模を確保することが重要なことから、今後の適正規模について検討する。

①適正規模の基本的な考え方

- 次のような理由から一定程度の規模の学校が望ましいと考えられる。
- 教科担任制であり、同一教科に複数の教員が配置されることにより、教科指導のうえで教員同士が切磋琢磨し、学習の質がより一層向上する。
- 一定数の教員が配置されることにより、1人の教員の担当時間数が過密になることを防ぎ、より充実した教材研究ができ、授業の質の向上を図ることができる。
- 多様な部活動が可能となり、学校の活性化につながる。
- 教職員の校務分掌が無理のないものとなり、学校運営の円滑化を図ることができる。

②茨城町における中学校の適正規模

学校教育法施行規則では、中学校の学級数について「12 学級以上 18 学級以下」を標準としているが、前述の適正規模の基本的な考え方や現状と課題、施設規模、町民アンケート等の結果、地理的条件などを踏まえ、茨城町における中学校の適正規模を次のように定める。

9 学級～15 学級（1 学年 3～5 学級）

学級の規模（学級の人数）については、アンケート調査結果や検討委員会の中で、30人程度が望ましいとする意見が多数あり、今後、国・県の動向を見ながら、町がどのように応えていくべきか検討していく必要がある。

2) 中学校の適正配置

① 中学校の適正配置の方法

中学校の適正配置の具体的な方法としては、「通学区域の変更」と「学校の統廃合」の2通りがあるが、中学校については、小学校の通学区域との関わりが重要であるとともに、遠距離通学になる生徒などへの配慮が必要である。

これらを踏まえ、既存の学校規模や設備などの状況、子どもたちの生活や地域と学校との関わりを十分に考慮し、学校の統廃合による適正配置を検討する。

② 適正配置の方向性

町内の生徒数及び学級数の将来推計によると、平成32年度には、桜丘中学校が過小規模校、梅香中学校が小規模校になると予測される。これらを踏まえ、茨城町における学校規模の適正化を図るために、既存の学校施設の状況や生徒の安全確保等を念頭に置いて、学校の統廃合による適正配置を行う。また、遠距離通学となる場合はスクールバスなどによる通学支援を検討する。

なお、適正配置にあたっては、以下の手順で検討して行くものとする。

小学校の通学区域を基本とする。

- ・ 小学校の通学区域に基づき検討する。
- ・ 生徒数から見た必要学校数を整理する。

施設規模

- ・ 各中学校の教室数など、生徒を受け入れるための規模条件を整理する。
- ・ その上で生徒受け入れの限度をもとに課題を整理する。

地理的条件

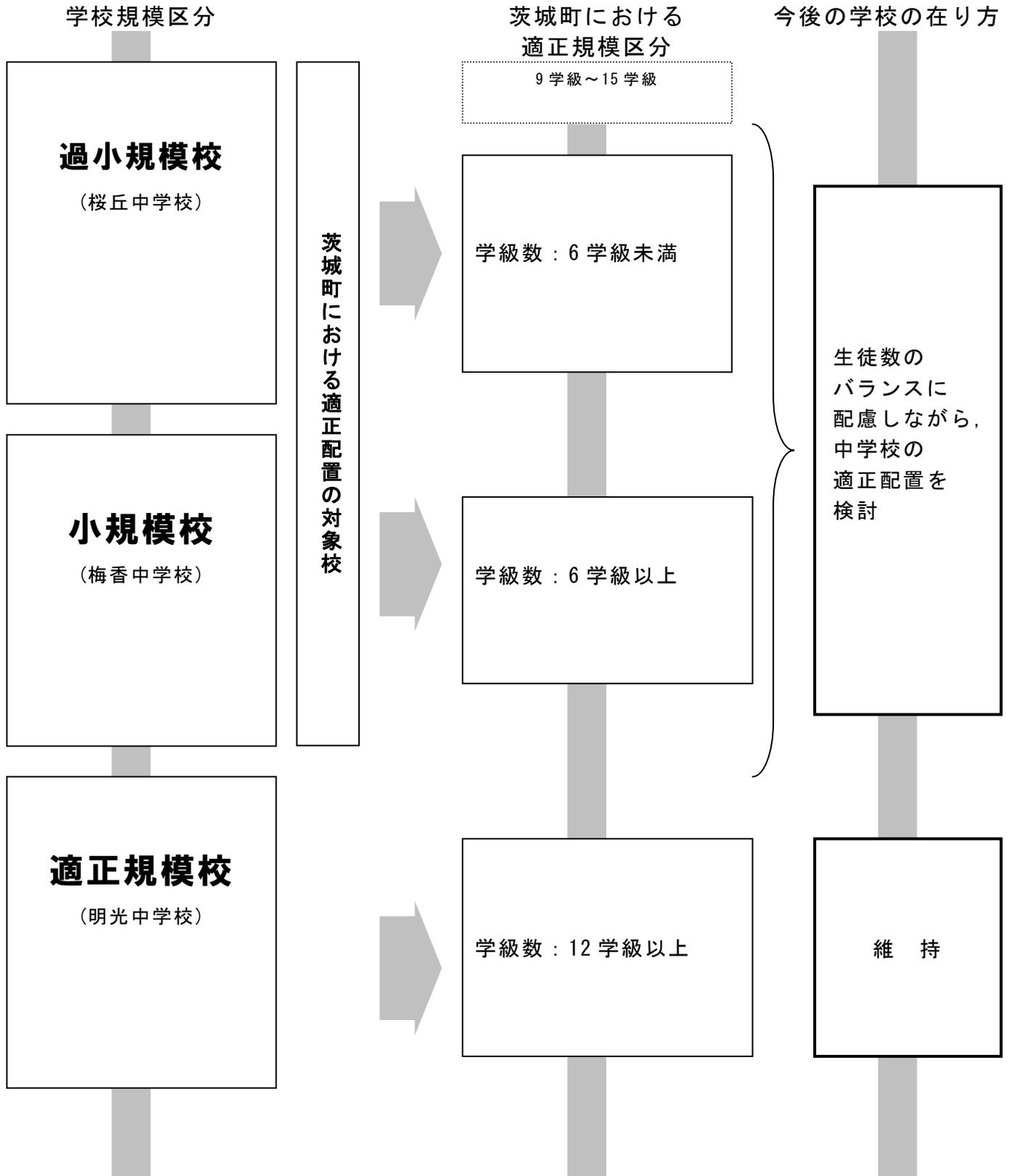
- ・ 通学距離・通学時間の観点から、通学区域の適正化が図れること。
(統廃合により、遠距離通学になる場合にはスクールバス等、通学に関する助成を検討する。)

施設整備計画

施設条件

- ・ 統合中学校校舎改築(建替)により、耐震化を図る。

■中学校の適正配置（要約図）



(3) 小学校の適正規模と適正配置

1) 小学校の適正規模

学校は、一定規模の集団で学習や生活する中で、子どもたちに「豊かな心」、「確かな学力」、「健康・体力」などを確実に身につけさせ、心豊かでたくましい人間の育成を目指す場である。学校には多様な子どもが存在しており、集団での活動や友だちとのかかわりの中で、同じ価値を共有したり自分と違う考え方や個性に出会ったりする経験をおして、互いが切磋琢磨し、ともに成長することができる。

しかしながら、町内小学校では、近年の少子化の影響などから、児童数の減少がみられ、それに伴う学校の小規模化が懸念される。集団の規模が小さくなると集団教育の良さが生かされにくくなり、また、学校の教職員などの配置数が減り、学校運営面や児童の教育指導面に影響が出てくることから、適正規模を保つ必要がある。

①適正規模の基本的な考え方

1学級の規模については今後の児童数減少を踏まえ、30人ぐらいで1学年2学級以上となる学級を前提とする。

町内小学校は、5学級～11学級の学校が8校あり、それぞれが学校の特徴を生かし創意工夫により教育環境の維持に努めているが、小規模かつ少人数の学級は、教育上又は学校運営上、困難なことが多いため、その解消を図ることとする。

②茨城町における小学校の適正規模

学校教育法施行規則では、小学校の学級数について「12学級以上18学級以下」を標準としているが、前述の適正規模の基本的な考え方や現状と課題、施設規模、町民アンケート等の結果、地域の成り立ち（コミュニティ）や地理的条件などを踏まえ、茨城町における小学校の適正規模についても次のように定めるが、早急にすべての学校でこれを満たすことは難しいため、段階的に小規模校の解消を図ることとする。

12学級～18学級（1学年2～3学級程度）

①複式学級の解消を図る。

②30人程度で1学年2学級以上となる学校を基本とする。

学級の規模（学級の人数）については、アンケート調査結果や検討委員会の中で、30人程度が望ましいとする意見が多数あり、今後、国・県の動向を見ながら、町がどのように応えていくべきか検討していく必要がある。

2) 小学校の適正配置

① 小学校の適正配置の方法

小学校の適正配置の具体的な方法としては、「通学区域の変更」と「学校の統廃合」の2通りがあることから、両者を踏まえた適正配置について検討する。

② 適正配置の方向性

町内の児童数及び学級数の将来推計によると、平成26年度には1校が過小規模校、7校が小規模校、1校が適正規模校になると予測される。

全ての児童が茨城町の目指す適正規模の学校に就学し、公平で充実した理想的な教育環境の整備を行うためには、1学年の学級数が2~3学級で児童数が500人から600人の3校に統合することを目標にすることが必要である。

しかし、老朽化し早急に耐震補強が求められる校舎整備の財源を考慮する必要があるため、当面は4~5校の再編統合を目指して検討をすすめる。

また、再編により、遠距離通学となる場合にはスクールバスなどによる通学支援にも配慮する必要がある。

地域区分(現在の学区)

- ・児童数から見た必要学校数を整理する。

施設規模

- ・各小学校の教室数など、児童を受け入れるための規模条件を整理する。
- ・その上で児童受け入れの限度をもとに課題を整理する。

地理的条件

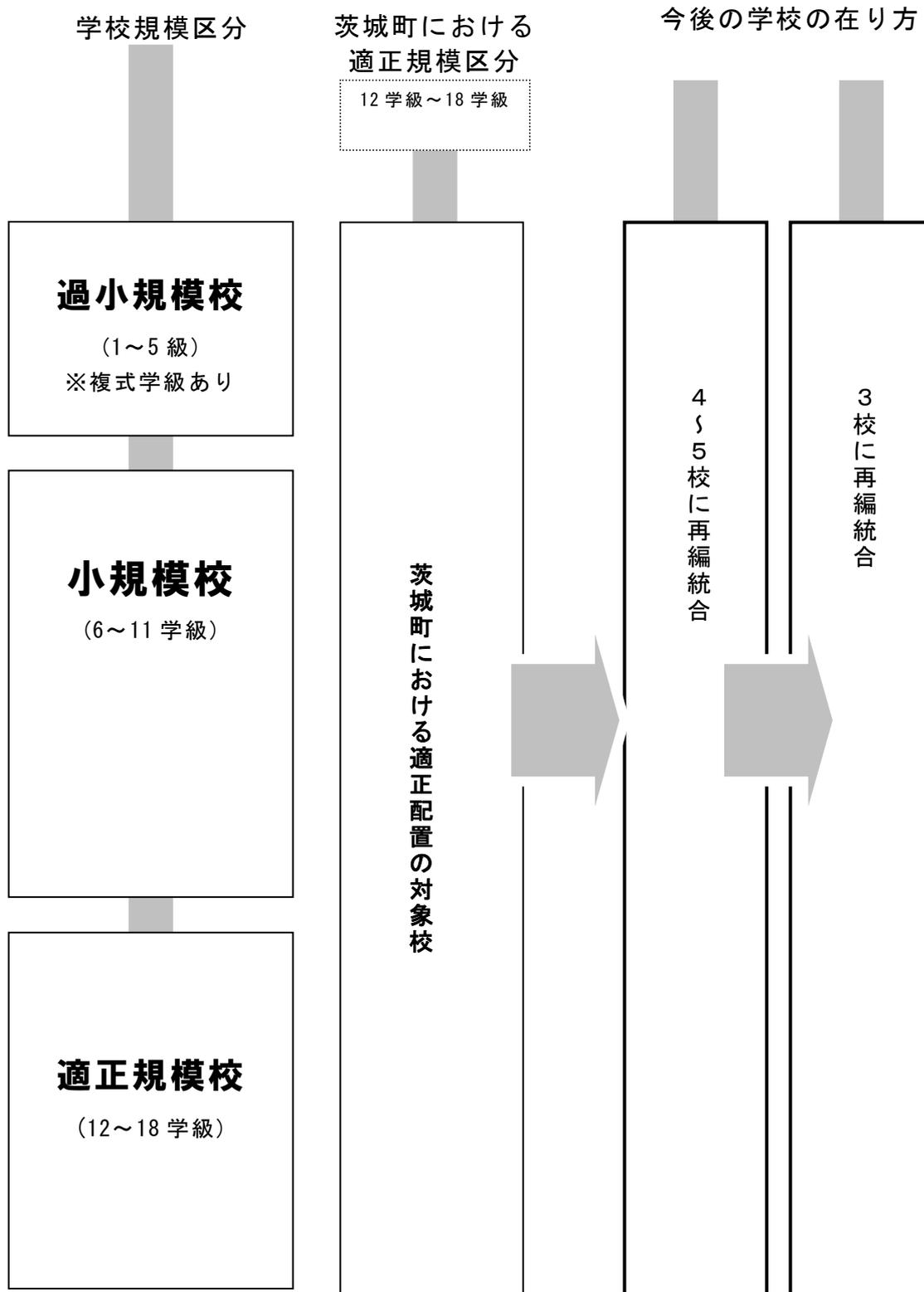
- ・幹線道路や河川等の分断要因や危険箇所を整理する。
 - ・学区の区分すべき位置を設定する。
- (統廃合により、遠距離通学になる場合にはスクールバス等、通学に関する助成を検討する。)

施設整備計画

施設条件

- ・学校再編に併せて校舎等の改修、増築、耐震補強、大規模改造の条件整理を行い施設の整備を図る。

■ 小学校の適正配置（要約図）



推進に当たっての留意事項

- 適正配置にあたっては、学校が地域で果たしてきた役割や地域事情を十分に配慮し、慎重に行なうことが望ましく、児童・生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化による問題を、説明会等を開催し、保護者、地域住民などと十分に協議するなど、学校の適正配置の必要性に関する共通理解と協力を得て進めること。
- 学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、その安全性の確保は極めて重要であることから、学校施設の耐震化に向けた速やかな対策を図ってきたが、今後も学校の耐震化を優先事項として着実に実施すること。
- 統合を行う場合は、該当校をいずれも廃止し、統合校を新しい名称の新設校として設置することを原則とすること。
- 通学区域の変更にあたっては、通学距離・通学時間、通学の安全確保、主要幹線道路や河川等の地理的条件、地域とのつながりなどを考慮すること。
- 遠距離通学が発生する場合は、スクールバスの運行など、通学手段を確保すること。
- 諸事情により通学区域に不都合が生じる場合にあっては、関係者の意向も尊重しながら弾力的な運用に努めること。
- 将来あるべき姿を視野に、学校施設の充実や通学路の安全確保に伴う施設整備など、計画的な事業実施と併せて、適正配置に努めること。
- 適正配置に伴う跡地等については、地域及び関係機関と十分な協議を行い有効的な活用を検討すること。
- 適正配置の実施時期については、平成 22 年度以降、平成 27 年度末を目途に当面の編成を行うものとする。
- この答申は、適正規模・適正配置を基本に検討をしてきたが、将来的に学級編制基準等に変化が生じた時、又は、新たな課題等が表面化した場合には、速やかにその見直しを行うこと。

資料編

茨城町小中学校適正規模・適正配置等検討委員会 様

茨城町教育委員会

諮 問 書

全国的に少子化が進むなか、本町におきましても小中学校の児童生徒数が今後も減少する見通しであります。

児童生徒数の減少に伴い、学年経営、部活動、運動会等学校行事の運営への支障が出ることや友人関係の固定化、子ども達がお互いに切磋琢磨する機会が減ることによる序列化や社会性の欠如などにつながるのではないかと危惧されるところです。

また、校舎の多くは改築や耐震補強工事の促進が急務となっており、早急に本町の適正な学校規模のあり方を検討し、学校再編と耐震化促進を図るための実施計画を策定していく必要があると考えております。

こうした状況を踏まえ、次代を担う子どもの教育効果を第一に考えて、最適規模の学習集団を編制し、学校が学校として最大限の機能を発揮できる教育環境を作り出すために、茨城町小中学校適正規模・適正配置等検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、次の事項についてご審議をお願いするものであります。

1. 茨城町立小中学校の適正規模及び適正配置の基本的考え方について
2. 茨城町立小中学校の適正規模及び適正配置の具体的方策について

茨城町小中学校適正規模・適正配置等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 茨城町立小学校及び中学校（以下「町立小中学校」という。）の適正規模及び適正配置等について検討するため、茨城町小中学校適正規模・適正配置等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- (1) 町立小中学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (2) 前号の事項に関連して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員 25 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 一般公募者
- (2) 学識経験者
- (3) 学校関係団体等から推薦を受けた者
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特定の地位又は職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 検討委員会の会議は、公開とする。ただし、検討委員会の決定があったときは、非公開とすることができる。

(傍聴)

第7条 検討委員会の傍聴に関しては、茨城町教育委員会会議規則（昭和53年茨城町教委規則第2号）第6章を準用する。

(意見の聴取)

第8条 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は意見を記載した文書の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項がある場合は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

茨城町小中学校適正規模・適正配置等検討委員会議実施内容等

第1回 平成21年2月2日（月）

- （1）審議スケジュール（案）について
- （2）公立・小中学校の適正規模について（県指針）
- （3）茨城町の児童生徒の現状等について
- （4）学校施設について
- （5）その他

第2回 平成21年4月26日（日）

- （1）小中学校施設の状況について（意見交換）
- （2）茨城町の「学校の規模と通学区域」に関するアンケートの実施について
- （3）その他

第3回 平成21年6月30日（火）

- （1）茨城町の小中学校の変遷について
- （2）小中学校の適正規模について
- （3）統合試案について
- （4）その他

第4回 平成21年10月2日（金）

- （1）茨城町の「学校規模と通学区域」に関するアンケート調査結果について
- （2）小中学校の適正配置について
- （3）その他

第5回 平成21年10月27日（火）

- （1）中学校の適正配置について
- （2）小学校の適正配置について
- （3）その他

第6回 平成21年12月4日（金）

- （1）検討結果のまとめ
- （2）その他

茨城町小中学校適正規模・適正配置等検討委員会委員名簿

選出区分	氏名	主な職歴
議会	おぬきてるお 小貫昭夫	・茨城町議会議長
	きとうしんいち 佐藤慎一	・茨城町議会教育民生委員長
公募	たかはしきんきち 高橋燦吉	・元八戸工業大学学長 ・元文科省F P D関連次世代型技術養成プロジェクトアドバイザー
	なるしまこうきち 成島幸吉	・元県生活環境部次長 ・元県南地方総合事務所長
学識経験者	おおたけしげき 大武茂樹	・常磐短期大学幼児教育保育学科教授（現職）
	ひだかただし 日高唯志	・茨城町立石崎小学校長 （現職・学校長代表）
	ひらぬまさみ 平沼正美	・茨城町立学校長会長（茨城町立川根小学校長） （現職・学校長代表）～平成21年3月31日
	とびたとしゆき 飛田敏行	・茨城町立学校長会長（茨城町立沼前小学校長） （現職・学校長代表）平成21年4月1日～
	いじまなおゆき 飯島尚之	・茨城町立桜丘中学校長 （現職・学校長代表）
地域の代表	きとうまさひこ 佐藤方彦	・区長会会長 （現職・川根地区選出）
	くりはらかんじ 栗原完次	・区長会副会長 （現職・長岡地区選出）
	こばしすすむ 小橋 進	・区長会副会長 （現職・上野合地区選出）
	おおつかあつし 大塚 穆	・区長会副会長 （現職・沼前地区選出）
	えばたさだちか 江幡貞親	・区長会副会長 （現職・石崎地区選出）
学校関係からの推薦者	なかむらまさひろ 中村正弘	・P T A整備保健委員会委員長（現職） ・石崎小学校推薦
	しらいしさとこ 白石聡子	・元長岡幼稚園P T A会長 ・長岡小学校推薦

選出区分	氏名	主な職歴
学校関係からの推薦者	にのみやあきら 二宮 昭	・元町教育委員会教育長 ・大戸小学校推薦
	あおやまかずお 青山和夫	・PTA会長（現職） ・川根小学校推薦
	わけたかゆき 和家貴之	・父親委員長（現職） ・上野合小学校推薦
	いしかわゆういち 石川祐一	・PTA会長（現職） ・沼前小学校推薦
	もちづきのぼる 望月 昇	・PTA副会長（現職） ・駒場小学校推薦
	かめやまこうへい 亀山幸平	・PTA会長（現職） ・広浦小学校推薦
	よこたりゆういち 横田隆一	・PTA会長（現職） ・長岡第二小学校推薦
	しみずよしゆき 清水義幸	・PTA会長（現職） ・明光中学校推薦
	よねかわじゆんこ 米川純子	・PTA第1学年委員長（現職） ・桜丘中学校推薦
	はせがわまさひろ 長谷川正泰	・PTA副会長（現職） ・梅香中学校推薦

おわりに

学校は、知識や技術を身に付けるだけでなく、子どもたちが集団で学習や生活をする中で、たくましさ、やさしさを育んだり、競い合い、励まし合いなど、さまざまな体験を通じて豊かな人間関係を築いたり、社会に出て行くための素養を培っていくものである。

そのために、十分な教育効果が得られるような教育環境の整備を目指し、小中学校の適正規模・適正配置について審議を進めてきた。

審議の過程で、児童・生徒数の減少や、保護者や地域の方のアンケート結果、通学距離や学校規模、スクールバス、施設の老朽化と耐震化の問題等の視点から、様々な意見が出され、活発な議論が行われた。

それらを踏まえて、学校配置のシミュレーションをし、通学区域や学校施設の現状などの検討を行い答申としてとりまとめた。

最後に、この答申を具体化するにあたっては、保護者、地域住民など関係者の意見を参考にし、理解と協力を得て、円滑に実施できるよう十分に配慮することを希望し、この答申が、児童・生徒の心身ともに健やかな成長に寄与し、町立小中学校の教育環境の整備及び学校教育の充実に役立つことを願ってやまない。